

柏市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定
について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

柏市議会議長 坂 卷 重 男 様

議会運営委員会委員長 円 谷 憲 人

提案理由

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正
に伴う所要の改正を行いたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

柏市議会個人情報保護条例（令和5年柏市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第45条の見出し中「審議会」を「柏市行政不服審査会」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例（平成16年柏市条例第12号）第1条に規定する柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）」を「柏市行政不服審査会条例（平成16年柏市条例第12号）第1条第1項の規定により設置された柏市行政不服審査会」に改める。

第50条の見出し中「審議会」を「柏市情報公開・個人情報保護制度審議会」に改め、同条中「審議会」を「柏市附属機関設置条例（平成8年柏市条例第6号）に基づき設置された柏市情報公開・個人情報保護制度審議会」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の第45条第1項の規定によりされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは改正後の第45条第1項の規定によりされた諮問とみなし、当該諮問について改正前の第45条第1項に規定する審議会（以下「旧審議会」という。）がした調査審議の手続は改正後の第45条第1項に規定する柏市行政不服審査会がした調査審議の手続とみなす。
- 3 施行日前に改正前の第50条の規定によりされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは改正後

の第50条の規定によりされた諮問とみなし，当該諮問について旧審議会がした調査審議の手続は同条に規定する柏市情報公開・個人情報保護制度審議会がした調査審議の手続とみなす。